

# 天理市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、令和5年3月16日より2週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月16日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

## 記

### 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和5年3月30日

### 2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天理市》

榑町、櫛本町、岩室町、南六条町元柳生方、中町、田部町、石上町、別所町、豊井町、前栽町、田井庄町、荒蒔町、稲葉町、勾田町、富堂町、田町、永原町、丹波市町、東井戸堂町、柳本町、成願寺町、岸田町、佐保庄町、長柄町、兵庫町、西長柄町、三昧田町元東方、園原町、庵治町

### 3 供用を開始する排水施設及び公共柵の位置

分 区	起 点	終 点
櫛本北第2処理分区	榑町 450 番1	榑町 450 番1地先
櫛本北第4処理分区	櫛本町 2970 番1	櫛本町 2970 番1地先
〃	櫛本町 1417 番8	櫛本町 1417 番7地先
〃	櫛本町 2509 番1	櫛本町 2509 番2地先
〃	櫛本町 390 番10	櫛本町 390 番1地先
〃	岩室町 459 番25の一部	櫛本町 2909 番3の一部地先
〃	櫛本町 1194 番1	櫛本町 1208 番地先
櫛本北第9処理分区	南六条町元柳生方 39番1	南六条町元柳生方 54番1地先
櫛本北第 10-2 処理分区	中町 201 番	中町 203 番地先
櫛本北第 11 処理分区	中町 30番2	中町 30番3地先

天理北第1処理分区	田部町 344 番1	田部町 344 番 1 地先
"	石上町 199 番 18	石上町 199 番 14地先
"	別所町 536 番1	別所町 544 番地先
"	石上町 812 番	石上町 815 番1地先
"	石上町 359 番1	石上町 359 番1地先
天理北第2処理分区	豊井町 276 番1	豊井町 288 番3地先
天理北第4処理分区	前栽町 363 番	前栽町 312 番4番地先
"	前栽町 306 番2	前栽町 306 番2地先
"	田井庄町 286 番	田井庄町 288 番1地先
天理北第5処理分区	前栽町 167 番の一部	前栽町 168 番1の一部地先
"	荒蒔町 61番2	荒蒔町 61番2地先
"	前栽町 180 番2	前栽町 180 番2地先
天理北第7処理分区	稲葉町 100 番	稲葉町 100 番地先
天理北第9処理分区	勾田町 79番3	勾田町 79番3地先
"	富堂町 167 番1	富堂町 164 番1地先
"	田町 261 番1	田町 261 番1地先
"	永原町 49番1	永原町 49番1地先
"	丹波市町 66番1	丹波市町 66番1地先
"	東井戸堂町 494 番1	東井戸堂町 494 番1地先
大和川第5処理分区	柳本町 1318 番1	柳本町 1318 番1地先
"	柳本町 187 番の一部	柳本町 180 番の一部地先
"	成願寺町 24番1	成願寺町 24番3地先
大和川第7処理分区	岸田町 1126 番	岸田町 1126 番地先
大和川第8処理分区	佐保庄町 492 番	佐保庄町 492 番地先
"	長柄町 1527 番	長柄町 1525 番地先
"	兵庫町 310 番1	兵庫町 314 番1地先
"	西長柄町 82番の一部	西長柄町 83番1の一部地先
"	三昧田町元東方 419 番1	三昧田町元東方 419 番1地先
"	園原町 184 番2	園原町 184 番2地先
"	三昧田町元東方 491 番3	三昧田町元東方 491 番3地先
大和川第 15処理分区	庵治町 705 番 11	庵治町 705 番 11地先

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」